## 単 価 契 約 書

島根県(以下「委託者」という。)と○○○(以下「受託者」という。)とは、荷物の集荷及び搬送について次のとおり契約を締結する。

(契約の要項)

- 第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。
  - (1) 事業名 令和7年度 図書館資料搬送事業
  - (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
  - (3) 予定数量 6,000箱程度
  - (4) 契約単価 円/箱
  - (5) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
  - (6) 契約保証金 (A) 免除

(B) 円

(検査)

- 第2条 委託者は、搬送実績の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
- 2 受託者は、前項の検査に合格しないものについては、速やかに対応しなければならない。この場合においては、仕様書の規定を準用する。
- 3 荷物の集荷及び搬送は、委託者の検査終了と同時に完了するものとする。 (請求及び支払)
- 第3条 受託者は、委託者の検査終了後、毎月末締めで受託者の請求区分ご とに取りまとめ、その数量に単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税 を加算して委託者に対して請求するものとする。この場合において、その 金額に円未満の端数が生じた場合は切捨てるものとする。
- 2 委託者は、前項の規定により、受託者から適法な支払請求書を受理した ときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。 (履行遅滞)
- 第4条 受託者は、正当な理由によらないで、搬送期限までに荷物を搬送しない場合は、搬送期限の翌日から搬送の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る物品の売買代金に対し年2.5パーセント(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第3項において同じ。)を乗じて計算した遅延賠償金を委託者に支払わなければならない。
- 2 委託者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間(以下「約定期間」という。)内に代金を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。
- 3 委託者が第3条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、

当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間(以下「遅延期間」という。)の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、委託者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

(事情変更)

第5条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、 委託者と受託者とが協議のうえ、契約単価の変更を行うことができるもの とする。

(契約の解除)

(違約金等)

- 第6条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 受託者が、委託者の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき
  - (2) 受託者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部 又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
  - (3) 受託者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
  - (4) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき
  - (5) 受託者がこの契約に違反し、委託者が相当の期間を定めて催告したに もかかわらず、その違反を是正しないとき
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
  - (7) 受託者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」と いう。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関 係を有する者を経営に関与させているとき
- 2 委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は 既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。
- 第7条 受託者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、第1 条に規定する契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税 を加算した金額の100分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払 わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由 によるものであるときは、この限りでない。
- 2 委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規 定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請

求することができる。

(秘密の保持等)

- 第8条 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。 (遅延届)
- 第9条 受託者は、天災その他やむを得ない事由により仕様書に定めた期日 までに搬送できないときは、その旨遅延なく事由を詳記した届けを委託者 に提出する。

(損害賠償)

第10条 搬送中に生じた損害はすべて受託者の負担とする。ただし、委託者 の責めに帰する事由があるとき、または天災その他不可抗力による損害は この限りではない。

(権利の譲渡等)

第 11 条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡 し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面に よる承諾を得た場合は、この限りでない。

(再受託の禁止)

第12条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は 請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を 得た場合は、この限りでない。

(費用負担)

第13条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。 (協議)

第 14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、委託者及び受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 島根県松江市内中原町 52 番地 島根県

島根県立図書館長 〇〇 〇〇

受託者